

【協議】第6次犬山市総合計画後期基本計画(素案／第1次案)について(案)

資料

- ・ 資料3-1 犬山市総合計画後期基本計画 見直しの考え方
- ・ 資料3-2 序論(素案)
- ・ 資料3-3 犬山市総合計画後期基本計画(素案)

後期基本計画(素案)の主な修正点

現在、社会潮流や各種統計データ、関係各課からの意見を踏まえて、一部、現状・課題、取組の方向性について時点修正を行いました。

引き続き、社会潮流や各種統計データ、市民アンケートの分析、タウンミーティングなどの市民意見などを踏まえて現状・課題を見直し、取組の方向性について新規追加を含めてブラッシュアップしていきます。

今後4年間で特に必要な取組を見極めた上で、「重点的に行うべき取組」を重点事業として立案していきます。

※変更頁は資料 3-3 のページ番号を示す

■社会情勢(課題への対応)による変更

資料3-3 変更頁※	変更箇所
施策 1-5 P10	【現状】 (変更前)新型コロナウイルスの感染拡大による景気後退や雇用状況の悪化により、経済的にゆとりのない人が増加しています。 (変更後)近年の物価高騰により、経済的にゆとりのない人が増加しています。 ⇒情勢の変化に伴い、経済的にゆとりのない人の増加要因が変わったため変更。
施策 1-5 P10	【課題】 (変更前)健康づくりを推進するためには、個人による取組に加え、社会全体で相互に健康を支え、守るためのネットワークづくりが必要です。 (変更後)健康づくりを推進するためには、個人による取組に加え、社会全体で相互に健康を支え、守るためのネットワークづくりや、自然に健康になれる環境づくりが必要です。 ⇒第3次みんなで進めるいぬやま健康プラン21と整合性を図るため。 【取組みの方向性】 市民の健康を支えるネットワークづくりと環境づくり (変更前)社会全体で健康を支え、守るため、職場等における健康づくりを促進するとともに、ボランティア団体や関係機関、事業者等の市民の生活に関わる様々な組織、団体が特性を活かし、連携できるよう働きかけを行い、健康づくりを支える人材の育成や体制の充実、ネットワークの構築を図ります。

資料3-3 変更頁※	変更箇所
	(変更後)社会全体で健康を支えるため、職場等における健康づくりを促進するとともに、ボランティア団体等の人材の育成やネットワークの構築を図ります。また健康な食環境や身体活動を促す環境づくりの取組みを推進します。 ⇒第3次みんなで進めるいぬやま健康プラン21と整合性を図るため。
施策 1-5 P11	【課題】 (変更前)個人の生活状況や障害の状態が多様化する中で、利用が増加しても、不足なくサービスが提供できるよう、サービス提供の体制を充実させる必要があります。 (変更後)個人の生活状況や障害の状態が多様化する中で、支援ニーズの変化に応じて、安定的な支援を継続的に提供できるよう、サービスの提供体制を維持させる必要があります。 ⇒国の方針により、今後事業所を量的に増やすことが難しくなる可能性があり、量的に増やすととれる内容表現を変更しておきたい。量から質の確保という表現へ変更。 【取組みの方向性】 障害福祉サービスの提供 (変更前)障害のある人の自立や社会参加の一層の推進を図るため、必要なサービスを提供できる体制を整備し、一人ひとりのニーズとライフステージに応じた、きめ細かく、かつ、切れ目のない支援を提供します。 (変更後)障害のある人の自立や社会参加の一層の推進を図るため、必要なサービスを提供できる体制を維持し、一人ひとりのニーズとライフステージに応じた、きめ細かく、かつ、切れ目のない支援を提供します。 ⇒障害福祉サービスの量的拡大の段階から質の確保した体制の維持へ移行しているため表現を変更。
施策2-2 P15	【課題】 (変更前)中小企業者による積極的な事業継続につながる取組み(マーケティング、商品開発、販路開拓、生産性向上、事業承継、業態転換、設備投資等)への支援が求められています。 (変更後)中小企業者による積極的な事業継続につながる取組(マーケティング、商品開発、販路開拓、生産性向上、事業承継、業態転換、設備投資等)への支援に加え、人手不足や IT・人工AIへの対応などの経営課題を解決するため、DX の導入・活用への支援が求められています。 【取組みの方向性】 中小企業者支援体制の充実 (変更前)関係機関と連携し、中小企業者への相談体制及び支援制度の充実に図ります。

資料3-3 変更頁※	変更箇所
	(変更後)関係機関と連携し、中小企業者への相談体制及び支援制度の充実を図ります。また、市内中小企業が抱える人手不足の課題を DX の活用等により解決できるよう、関係機関と連携した支援体制の充実を図ります。 ⇒人手不足の深刻化やデジタル化が進まないといった経営課題が顕在化する中、DX の導入・活用等への支援を明確に位置づける必要が生じたため修正。
施策2-2 P15	【課題】 (変更前)事業者支援の面、定住促進の面から、人手を求める企業と働く場所を求める人とのマッチングが必要です。 (変更後)事業者支援及び定住促進の観点から、人手を求める企業と働く場所を求める人とのマッチングが必要です。また、人口減少社会における人手不足に対応するため、DX の推進による業務効率化や省力化など、企業の生産性向上に向けた取組が求められています。 【取組みの方向性】 人材確保と DX の推進 (変更前)関係機関や企業、近隣市町と連携し、企業と就職を希望する人とのマッチングを支援します。 (変更後)関係機関や企業と連携し、企業と就職を希望する人とのマッチングを支援するとともに、人口減少社会に対応するため、DX の活用による企業の生産性向上や、市内事業所の周知を支援します。 ⇒人口減少社会における人手不足への対応として、DX の活用や市内企業の知名度向上などを支援する取組を新たに位置づける必要があるため修正。
施策 3-1 P20	【現状】 (変更前)水道施設や管路の老朽化が進んでおり、漏水調査を進めていますが、新たな漏水も発生しています。 水道料金収入については、人口減少や節水機器の普及等により、中長期的に減少していくと推測されます。 (変更後)水道施設や管路の老朽化が進んでいます。漏水調査で発見した箇所は速やかに修繕していますが、別の新たな漏水が発生しています。 人口減少等により給水量は減少傾向にあります。 ⇒水道管路の老朽化と漏水の発生については、因果関係が認められないため、表現を修正。料金改定をするため、料金収入ではなく、給水量に変更。 【取組みの方向性】 水道施設の更新、適切な維持管理 (変更前)現行の料金体系を維持しつつ、水道施設について、計画的に更新と耐震化を行うとともに、適切な維持管理を進めます。また、管路漏水調査を計画的に行い、漏水箇所の修繕により有収率の向上を図ります。 (変更後)水道施設について、計画的に更新と耐震化を行うとともに、適切な維持管理を進めます。また、管路漏水調査を計画的に行い、漏水箇所の修繕に

資料3-3 変更頁※	変更箇所
	より有収率の向上を図ります。水道事業をとりまく経営環境の変化に対応するため、経営戦略の定期的な見直しを行い、将来にわたって安定的な事業運営を図ります。 ⇒水道事業をとりまく経営環境が大きく変化し、現状の水道料金体系を維持することが困難となったため、経営戦略の見直しと水道料金のあり方を検討しているため修正。(計画期間 R8～R17)
施策 3-1 P20	【現状】 (変更前)計画的に下水道整備を進めていますが、一方で、管きよの老朽化が進んでいます。下水道使用料については、人口減少や節水機器の普及等により、中長期的に減少していくと推測されます。 (変更後)下水道の新規整備は概ね完了を見据えて進めていますが、一方で、管きよの老朽化が進んでいます。下水道使用料は令和8年度と令和11年度に改定を行い増加する見込みですが、人口減少や節水機器の普及等により、中長期的には減少していくと推測されます。 【課題】 (変更前)今後の下水道整備を進めていくにあたって、下水道整備のあり方を検討していく必要があります。また、老朽化した施設の計画的な維持管理を進めるとともに、効率的な事業運営に努めていく必要があります。 (変更後)下水道計画区域の見直しにより、新規整備は今後少なくなります。老朽化した管きよの計画的な改築や維持管理を進めるとともに、効率的な事業運営に努めていく必要があります。 【取組みの方向性】 下水道等の計画的な改築・更新、適切な維持管理 (変更前)都市の健全な発達、公衆衛生の向上及び公共用水域の水質保全を図るため、計画的に下水道整備や老朽化した管きよの更生・更新を進めていきますが、一方で、市街化区域及び前原台団地以外の計画区域については整備のあり方を検討します。下水道整備を行った区域における下水道未接続世帯等に対して接続依頼を行うとともに、使用料体系についての研究を行い、効率的な事業運営を図ります。 下水道の「事業計画区域」又は「供用開始区域」以外では、単独浄化槽から合併浄化槽への転換を促します。 (変更後)都市の健全な発達、公衆衛生の向上及び公共用水域の水質保全を図るため、老朽化した管きよの改築・更新を進めていきます。一方で、下水道整備を行った区域における下水道未接続世帯等に対して接続依頼を行うことや、不明水対策の実施など、効率的な事業運営を図ります。 下水道の「事業計画区域」又は「供用開始区域」以外では、単独浄化槽から合併浄化槽への転換を促します。

資料3-3 変更頁※	変更箇所
	⇒下水道の新規整備が概ね完了を迎えることや、使用料改定を実施したことによる変更。
施策 3-2 P25	【現状】 (変更前)新型コロナウイルス感染症が市民生活に大きな影響を与えており、感染症対策の重要性が再認識されています。 (変更後)新たな感染症に対応するための対策に努めています。 ⇒新型コロナの流行が収束したため変更。 【課題】 (変更前)予防接種の機会を確保するとともに、接種率の向上が求められています。また、新たな感染症が発生した場合への備えが必要です。 (変更後)新たな感染症に対応するため、平時からの備えが必要です。 ⇒新型コロナは収束し、特例臨時の予防接種は終了したため変更。 【取組みの方向性】 組織の体制整備と感染症への対応強化と知識の普及啓発 (変更前)新興感染症等の感染拡大時に必要な行動ができるよう、国や県の協力のもと感染予防の正しい知識の普及を図ります。また、乳幼児から高齢者に至るまでの各種予防接種の実施と正しい知識の普及啓発を図ります。 (変更後)新興感染症等の感染拡大時に必要な行動ができるよう、平時から備え、国や県の協力のもと感染予防の正しい知識の普及を図ります。また、新型コロナの経験を踏まえ、行動計画を改定し対策を講じます。 ⇒新型コロナの経験を踏まえ、新型インフルエンザ等対策行動計画が改定されたため変更。
計画の実 現に向け て P29	【取組みの方向性】 ICT 等の最新技術の研究・導入 DX・ICT 等の最新技術の研究・導入 (変更前)効果的・効率的かつ市民目線に立った行政運営、市民サービス提供のために、最新技術を研究し、最新技術についていけない人を取り残さないよう配慮しながら、新しい技術の導入を進めます。 (変更後)市民利便性の飛躍的向上と行政事務の効率化を図るため、生成 AI やノーコードツール等の最新デジタル技術の積極活用及び業務のあり方の見直しを行うことで、持続可能で質の高い市民サービスを提供します。 ⇒国の自治体 DX 推進計画や本市『DX 推進指針』に基づき、単なる『ICT の研究・導入』にとどまらず、生成 AI 等の利活用、BPR(業務改革)の徹底、全庁的な組織風土改革・人材育成を一体的に進める方針を明確にするため修正。

■時点修正

資料3-3 変更頁※	変更箇所
施策 1-3 P6	【課題】 (変更前)戦後 75 年以上が経過し戦争経験者が減少していますが、今後も平和の重要性を次代につなげていく必要があります。 (変更後)戦後 80 年以上が経過し戦争経験者が減少していますが、今後も平和の重要性を次代につなげていく必要があります。
施策 2-3 P17	【現状】 (変更前)多くの観光客が訪れていますが、日帰り客が多く、滞在時間も短くなっています。他の観光地と比べると観光消費額も少なく、市内経済への影響も限定的になっています。 (変更後)多くの観光客が訪れていますが、宿泊客に対して、日帰り客が多い状況です。他の観光地と比べると観光消費額も少なく、市内経済への影響も限定的になっています。
施策3-2 P24	【現状】 (変更前)犬山警察署管内における一般刑法犯罪の認知件数は減少していますが、悪質かつ巧妙な犯罪や特殊詐欺等は増加しています。 (変更後)犬山警察署管内における一般刑法犯罪及び特殊詐欺の認知件数は共に増加傾向にあり、一般刑法犯では侵入盗が、特殊詐欺では、SNS 型投資・ロマンス詐欺、ニセ警察詐欺が増加しています。
施策3-3 P27	【現状】 (変更前)近年、犬山市におけるごみの総排出量は減少傾向となっていますが、家庭系可燃ごみの排出量は横ばいとなっています。 (変更後)近年、犬山市におけるごみの総排出量は、家庭系、事業系ともに減少傾向となっています。

資料3-3 変更頁※	変更箇所
施策 1-1 P2	【取組みの方向性】 充実した保育サービスの提供 (変更前)3歳未満児の保育ニーズに対応するため、育休退園対象児童の年齢引き下げのための環境整備の検討や、病児保育等、各保育サービスの充実を行います。 (変更後)育休退園制度を廃止し、3歳未満児の保育ニーズに対応するための環境整備や病児保育等、各保育サービスの充実を図ります。 ⇒育休退園制度の廃止については、R8.4.1 から実施済であるため修正。 【取組みの方向性】 施設の計画的な維持管理・更新 (変更前)ー (変更後)保育サービスの維持向上を踏まえ、保育ニーズにあった環境を整えるとともに、施設の老朽化に合わせて施設整備を進めます。 ⇒第1期犬山市子ども計画と同様の表現としたいため修正。
施策 1-4 P8	【取組みの方向性】 伝統的建造物の保護、保全 (変更前)犬山市文化財保存活用地域計画に基づき、地域ぐるみで市内の歴史文化資源の調査や保存・活用、継承に取り組み、地域の魅力向上に繋がります。特に、犬山城においては、門・櫓の復元、堀・切岸の整備・公開、天守の防災対策強化等、価値の顕在化と魅力向上につながる取組みを強化します。 (変更後)犬山市文化財保存活用地域計画に基づき、地域ぐるみで市内の歴史文化資源の調査や保存・活用、継承に取り組み、地域の魅力向上に繋がります。特に、犬山城においては、大手門枳形跡の整備、堀・切岸の整備・公開、天守の防災対策強化等、価値の顕在化と魅力向上につながる取組みを強化します。 ⇒具体的な整備箇所を明示するため追加。
施策 1-4 P8	【課題】 (変更前)歴史文化の担い手育成のために、文化財施設の役割を明確化し、施設間の連携を強化するとともに、団体間の連携を強化し、団体同士で補完し合う仕組みを整える必要があります。 (変更後)歴史文化の担い手育成のために、文化財施設の役割を明確化し、施設間の連携を強化するとともに、団体間の連携を強化し、団体同士で補完し合う仕組みを推進する必要があります。 【取組みの方向性】 歴史文化に関する自主的活動の支援 (変更前)団体が実施する市内文化財施設での企画展示、情報発信、関連イベント等の開催を支援し、地域の魅力発信に繋がります。また、歴史文化資源の保存、調査研究、町並み保存等を進めるにあたり、関係団体との連携を図るとともに、団体同士が交流する場を設けます。

資料3-3 変更頁※	変更箇所
	(変更後)団体が実施する市内文化財施設での企画展示、情報発信、関連イベント等の開催を支援し、地域の魅力発信に繋がります。また、歴史文化資源の保存、調査研究、町並み保存等を進めるにあたり、関係団体との連携を図るとともに、団体同士が交流する場となる「犬山歴史文化ぶらっとフォーム」の取り組みを進めます。 ⇒仕組みとなる「犬山歴史文化ぶらっとフォーム」の立ち上げは令和5年度に完了しているため修正。
施策2-1 P13	【取り組みの方向性】 農業者の確保、育成 (変更前)農業者同士のネットワークを活かして、農業後継者や新規就農者の確保・育成を図ります。また、関係団体等と連携して農福連携等の新しい農業の取り組みを促進します。 (変更後)関係団体と連携して、農業後継者や新規就農者の確保・育成を図ります。また、農福連携等の多様な農業の担い手づくりの取組を促進します。 ⇒現在の農業者の確保、育成の取り組みは、県、JA、農業委員会などの関係団体との連携による取組が中心であり、時点修正を行うもの。
施策2-1 P13	【取り組みの方向性】 農業にふれ親しむ機会の確保 (変更前)農業にふれ親しむ機会として、市民農園や子ども大学農業学部、プランター講座等の充実を図ります。また、講師や講座参加者たちの交流できる関係づくりを推進します。 (変更後)市民が農業に親しみ理解を深めるため、市内農業関係者等と連携し、農業が体験できる機会の創出を図ります。 ⇒子ども大学農業学部、プランター講座は終了し、現在は市内農業関係者と連携し、稲刈り体験やぶどうの収穫体験などの機会づくりを行っており、時点修正を行うもの。
施策2-1 P13	【現状】 (変更前)犬山の主要農産物である米について、農業経営体の取組みとして6次産業化し、収益を確保できている事例があります。また、米以外に麦や大豆等を組み合わせることによって、農業経営の安定化を目指す取組みもあります。 (変更後)犬山の主要農産物である米について、農業経営体の取組として6次産業化し、収益を確保できている事例があります。また、桃やじねんじょは生産者組織の活性化により、生産の維持・拡大を目指す取組が進められています。 ⇒国の農業政策として全国的に進められる米政策関連の内容から、本市特産農産物である桃やじねんじょに関する内容へ変更修正をするもの。(なお、米政策は国の政策を踏まえ今後も進めていきます。) 【課題】

資料3-3 変更頁※	変更箇所
	(変更前)6次産業化や他品種栽培の取組みを参考として、経営の安定化を図る取組みを推進する必要があります。あわせて、市内農産物のブランド化を推進していく必要があります。 (変更後)農産物の生産性向上や6次産業化の取組を参考として、経営の安定化を図る取組を推進する必要があります。あわせて、市内農産物のブランディングを推進していく必要があります。 ⇒市内農業経営体育成上の課題として、生産性向上や6次産業化の取組、農産物のブランディング推進の取組が必要になっており、内容の時点修正をするもの。 【取組みの方向性】 認定農業者の育成 (変更前)農業経営の安定化を図るため、農地の集積集約化を図りながら、新しい栽培品種の導入や低コスト農法等の新しい農法導入を促進します。 (変更後)農業経営の安定化を図るため、農地の集積集約化を図りながら、スマート農業の導入等の生産性を高める取組を促進します。 ⇒認定農業者の育成の取組として、生産性向上に資するスマート農業の導入等の取組が求められており、取組方向性の時点修正を行うもの。 【取組みの方向性】 市内農産物のブランディングの推進 (変更前)米、果樹、じねんじょ等の農産物を活用(加工等)し、様々な手法で情報発信等を行うことで、農産物のブランド化を推進します。 (変更後)農産物の生産者への支援を通じて、桃、二の宮みかん、じねんじょ等の生産拡大や各種農産物のPR、6次産業化の取組支援により、市内農産物のブランディングを推進します。 ⇒現在、農産物等ブランディング推進補助金を軸に、特産農産物の生産拡大、農産物PR、6次産業化の取組支援を進めており、取組方向性の時点修正を行うもの。
施策2-1 P13	【取組みの方向性】 農産物への被害防止対策 (変更前)有害鳥獣による被害状況の把握に努め、捕獲活動や柵設置等の被害防止対策を講じます。 (変更後)農産物の被害防止を図るため、捕獲活動を維持し、農地に「寄せない」、「入れない」取組の促進や啓発に努めていきます。 ⇒農作物被害対策として、農林水産省の補助金を活用し捕獲活動を実施しているが、農地に「寄せない」、「入れない」取組とあわせた対策が求められており、取組内容の時点修正を行うもの。
施策2-1 P13	【現状】

資料3-3 変更頁※	変更箇所
	(変更前)農業者が減少していることから、朝市や直売所への出品量が減少しています。一方、市内各地で新しいマルシェが開催されており、地元産の農産物やその加工品を提供できる機会は増えています。 (変更後)農業者が減少していることから、朝市や産直コーナー等への出品者が減少しており、市民や地元商工業者が求める地元産の農産物のニーズを満たしていく必要があります。 ⇒直近の状況として、新しいマルシェは増加傾向になく、その修正にあわせて現状の時点修正をするもの。 【取組みの方向性】 地産地消の推進 (変更前)朝市やマルシェの活性化を図り、地元農産物を購入できる機会を増やします。また、小中学校給食の食材として地元農産物の利用を促進します。 (変更後)地元農産物の販売機会の充実や農商工連携の推進を図り、地元農産物を購入・消費できる機会を増やします。また、小中学校給食の食材として地元農産物の利用を促進します。 ⇒地元農産物の販売機会(朝市、マルシェ、スーパーの産直コーナー等)の充実に加え、今後、農商工連携の推進を進めていくこととしており、取組方向性の時点修正をするもの。
施策 3-1 P20	【取組みの方向性】 魅力ある公園づくり (変更前)官民連携手法等により利活用の可能性を模索し、魅力ある公園として市民に親しまれる憩いの場の形成を図ります。 (変更後)地元意向調査に基づいた再整備手法を検討し、魅力ある公園として市民に親しまれる憩いの場の形成を図ります。 ⇒民間事業者を対象とした市場調査(サウンディング調査)を実施したところ、採算性などの面から民間資金の導入が難しいことが分かりました。そのため、今後は地域の皆様の声を直接伺う意向調査を中心に行い、地域のニーズに寄り添った魅力ある公園づくりを進める方針へと切り替えたため。
施策 3-2 P23	【取組みの方向性】 住宅防火対策の推進 (変更前)住宅用火災警報器の設置や適切な維持管理の促進のほか、住宅防火推進町内の指定や高齢者住宅防火訪問等、防火意識の高揚を図ります。 (変更後)住宅用火災警報器の設置や適切な維持管理の促進のほか、高齢者住宅防火訪問を実施し、防火意識の高揚を図ります。 ⇒令和10年度以降、住宅防火推進町内の指定を取りやめるため変更。
施策 3-2 P24	【取組みの方向性】 交通安全環境の充実

資料3-3 変更頁※	変更箇所
	(変更前)カーブミラー等の交通安全施設を効果的に整備するとともに、必要に応じて信号機等の設置を警察に要請します。また、市民等による交通安全対策を支援し、交通安全環境の充実を図ります。 (変更後)交通安全を促進するために、視覚的に確認できる整備を行うとともに、必要に応じて信号機等の設置を警察に要請します。また、市民等による交通安全対策を支援し、交通安全環境の充実を図ります。 ⇒必要に応じた整備を行うため、表記方法を変更。
施策 3-2 P25	【取組みの方向性】 施設の計画的な維持管理・更新 (変更前)－ (変更後)令和4年度に策定した消防本部庁舎整備基本構想を基に、新庁舎整備基本計画の策定及び用地の選定を進めていきます。 また、庁舎更新までは適正な消防業務が行えるよう、現在の庁舎を適正に維持管理していきます。 ⇒現時点での進捗状況及び今後の予定を追記。
計画の実現 に向けて P29	【取組みの方向性】 公共施設マネジメント (変更前)「犬山市公共施設等総合管理計画」に基づき、公共施設等の適正管理と適正配置に努めます。 (変更後)令和12年度の計画改定に向けて、今後の人口動向や財政負担を踏まえ、施設の集約化・複合化等による公共施設等の適正管理と適正配置に努めます。 ⇒人口減少や将来的な財政負担を踏まえ、公共施設等の適正管理・適正配置を進めるに当たり、施設の集約化・複合化等を含めた取組みの方向性をより明確にするため。
計画の実現 に向けて P31	【取組みの方向性】 広聴活動の充実 (変更前)市民の声を市政に反映させるため、直接意見交換できるタウンミーティング等の機会を充実させるとともに、見せ方、伝え方等を工夫し、市民の市政への関心を高めます。 (変更後)市民の声を市政に反映させるため、年度ごとにテーマを設定し、直接意見交換できる車座トークと銘打ったタウンミーティング等の機会を充実させるとともに、見せ方、伝え方等を工夫し、市民の市政への関心を高めます。 ⇒年度毎にテーマを決めていること、車座トークという手法を追記。

■重点事業の完了や進捗状況による削除・変更

資料3-3 変更頁※	変更箇所
---------------	------

施策 3-1 P19	【課題】 (変更前)市民の活力向上や産業の活性化につながる新たな交流拠点の形成が必要です。 (変更後)市民の活力向上や産業の活性化につながる新市街地の形成が必要です。 【取組みの方向性】 新市街地の形成と買い物等の利便性の向上 (変更前)橋爪・五郎丸地区と国道 41 号沿線において、市民の暮らしの豊かさが向上し、来訪者にとっても魅力が高まる場となるような新たな交流施設を整備するとともに、その周辺における民間商業開発の促進や都市計画マスタープランにおいて「商業集積ライン」としている幹線道路での沿道商業施設の立地を通じて、市民の買い物等の利便性の向上を図ります。 (変更後)橋爪・五郎丸地区と国道 41 号沿線において、市民の暮らしの豊かさが向上し、来訪者にとっても魅力が高まる場となるような新市街地の形成を目指すとともに、都市計画マスタープランにおいて「商業集積ライン」としている幹線道路での沿道商業施設の立地を通じて、市民の買い物等の利便性の向上を図ります。 ⇒道の駅整備構想を白紙としたことから、整備方針を市街化区域への編入による新たなまちづくりへと方向転換したため修正。
-----------------------	---